

令和5年度埼玉県食品表示調査員 活動結果概要 (第1～4回定期調査報告分)

令和5年6月、100名の県民の方に埼玉県食品表示調査員を委嘱しました。

7月、9月、12月、2月に年4回の定期調査（県内店舗の食品表示状況の調査・報告）の結果の概要は、以下のとおりです。

1 食品表示調査員数

(1) 委嘱人数 100名

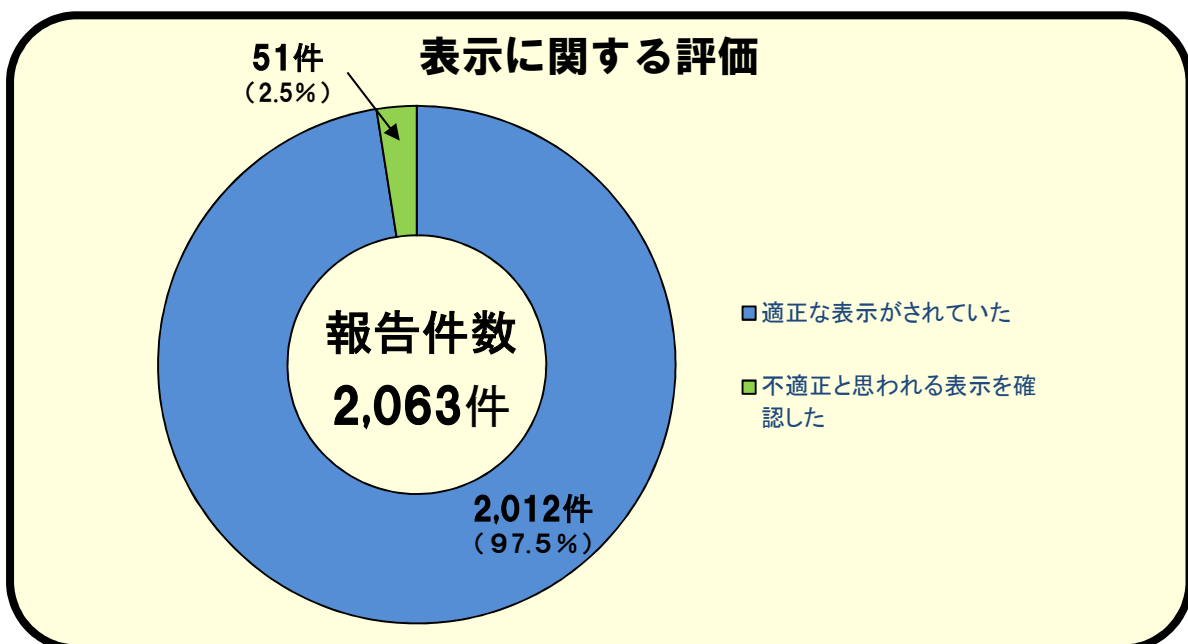
(2) 年齢構成

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
人数	3名	14名	27名	18名	23名	13名	2名	100名

2 調査・報告店舗数

2-1 各店舗に対する調査員の評価

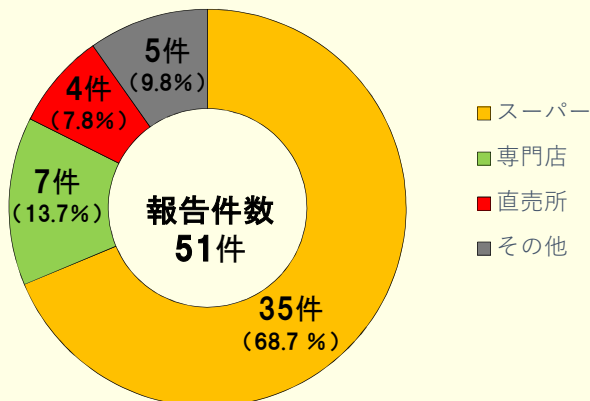
評価区分	報告件数	割合
適正な表示がされていた	2,012件	97.5%
不適正と思われる表示を確認した	51件	2.5%
合計	2,063件	100.0%



2-2 不適正と思われる表示があった店舗形態

店舗形態	報告件数	割合
スーパー	35件	68.7%
専門店	7件	13.7%
直売所	4件	7.8%
その他	5件	9.8%
合計	51件	100%

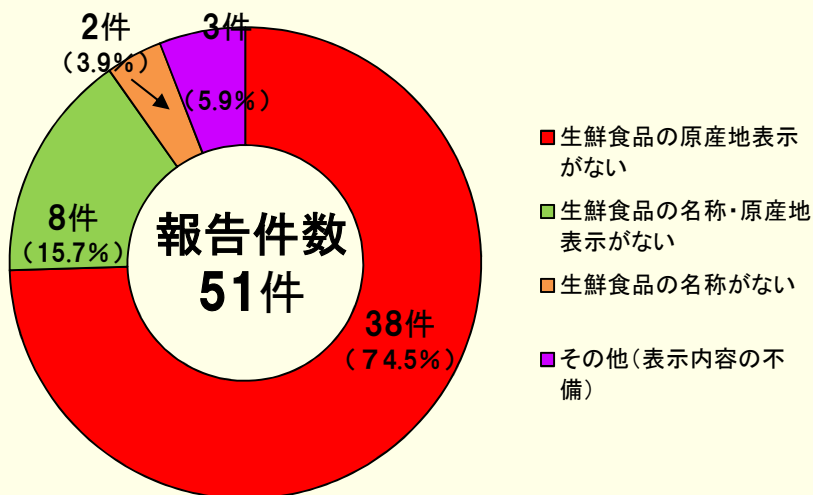
不適正と思われる表示があった店舗形態



2-3 不適正と思われる表示の内容

評価区分	報告件数	割合
生鮮食品の原産地表示がない	38件	74.5%
生鮮食品の名称・原産地表示がない	8件	15.7%
生鮮食品の名称がない	2件	3.9%
その他(表示内容の不備)	3件	5.9%
合計	51件	100.0%

不適正と思われる表示の内容



2-4 不適正と思われる表示があった店舗に対する対応

報告数 合計	適正表示 報告件数	不適正と 思われる 表示の報 告件数	県職員による調査件数				市町村に 対する 情報提供	国機関に 対する 情報提供
			総数	適正	改善指導	調査中		
			2,063件	2,024件	51件	26件	22件	3件

- ★ 食品表示法の規定では、食品を扱う店舗の業域（その店舗の事業展開の規模）に応じて、調査や指導の権限を持つ行政機関が異なります。

- ①埼玉県内にとどまらず、他県にも展開している店舗⇒ 国の機関で対応
- ②埼玉県内にとどまるが、県内複数の市町村に展開している店舗⇒ 県が調査を実施
- ③埼玉県内の一つの市町村(一部を除く)にのみ展開している店舗⇒ その市町村で対応

- ★ 不適正表示に関する報告があった場合、その店舗に対する調査・指導の権限を持つ機関に情報を提供し、その機関において適切な対応を行います。

- ★ 改善指導の内容としては、不適正表示が確認された店舗の責任者等に対して、名称、原産地などの義務表示事項を必ず表示するよう要請するとともに、改善を確認します。

また、食品表示基準に関するパンフレットを配布するなどし、適正な食品表示のための普及啓発を行います。